

令和3年度

**第21期第5回内水面漁場管理委員会
議事録**

**令和3年7月1日
三重県内水面漁場管理委員会**

日時 令和3年7月1日(木) 午前10時から11時22分まで

場所 吉田山会館2階 206会議室

議題

- 1 議案1 第五種共同漁業権に係る遊漁規則変更認可申請の取り下げについて（宮川漁業協同組合）
- 2 議案2 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について（宮川漁業協同組合）
- 3 その他（1）第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について
（2）次回の委員会について

出席委員

浅尾和司	大瀬公司	笠見和彦	井上亜貴
加治佐隆光	三輪理	河村功一	金岩稔

欠席委員

垣外昇 中本恵二

事務局

事務局長	林茂幸
主幹	増田健
主査	藤原由紀

行政

（三重県農林水産部水産資源管理課）

（漁業調整班）

副参事兼班長	南勝人
主幹兼係長	藤島弘幸

傍聴者

なし

計13名

○浅尾会長

ただいまから第21期第5回三重県内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は委員総数10名中、出席委員は8名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第12条に基づき、議事録署名者として大瀬委員、三輪委員にお願いします。

それでは議案1「第五種共同漁業権に係る遊漁規則変更認可申請の取り下げについて（宮川漁業協同組合）」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主査）

資料1をご覧ください。

1-1ページにありますように、このことについて、令和3年6月21日付け農林水第24-4111号で、三重県知事から、宮川漁業協同組合の遊漁規則の変更に関する諮問の取り下げがなされています。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

議案1については、前回委員会で諮問させていただき、委員会の意見等を漁協へ話したところ、一度取り下げて再検討することになり、1-2ページの取り下げ届が提出されました。これを受理し、諮問についても取り下げさせていただくことにしましたので、よろしくお願いします。漁協で検討した結果については、議案2にて、再度諮問させていただきます。

以上です。よろしくお願いします。

○浅尾会長

ただ今の説明について、何か質問等ございませんか。

○委員

（意見なし）

○浅尾会長

それでは、継続審議となっております、「第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について（宮川漁業協同組合）」は、取り下げが提出されましたので、審議を終了します。

続きまして、議案2「第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について（宮川漁業協同組合）」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主査）

資料2の2-1ページをご覧ください。

令和3年6月21日付け農林水第24-4112号で三重県知事から諮問書が提出されております。内容については、知事に対し宮川漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請がありましたので、漁業法第170条第4項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

このことについて、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

宮川漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請書の提出があり、漁業法第170条第4項に基づき、委員会へ意見を求めるものです。

2-2ページの宮川漁業協同組合遊漁規則変更認可申請について書かれた資料と、2-3ページからの新旧対照表で説明します。2-2ページの1. 改正の概要で、(1) 内容①こい漁について、地元の遊漁者から数は多くないですが要望があることから、こいの巻き網が可能となるよう新たに追加するというので、2-3ページの第3条、魚種 こいの部分に巻き網が追加されています。②から⑤については、基本的にはトラブルを防ぐために分かりやすい表現に改めたり、慣習によっていたものを明文化するものです。②のあゆの解禁日については、2-3ページの第4条で「6月1日から12月31日まで」となっていたのを、「6月1日午前5時から12月31日まで」と定めるものです。③については、2-4ページの第5条の下線が引いてある部分で、あゆ禁漁区の区域について「JR鉄橋」を「宮川に架かる JR 鉄橋」と明確にし、「佐八町水管橋」を正式な名称「佐八町地先の南勢水道宮川水管橋」に改めました。その下の「南伊勢大橋」も同様です。禁止時期等について、「10月1日から20日午後4時まで」を「10月1日から10月20日午後4時まで」と明確にしました。あゆ禁漁区の表の一番下で、「各よりやなから200m上流及び一洄」と新たに追加しています。よりやなについては、これまでは慣習によっていましたが、各よりやなから200m上流とよりやなから上流の一番目の淵に落ち鮎が溜まるということで、ここにおけるあゆ漁の禁止を明文化しています。④については、第5条のあゆの友釣区について、全て新規で、これまで慣習によっていたものを新たに明文化し、区域、禁止時期等について記載しています。⑤については、第5条新旧対照表の一番下のおいかわ禁漁区について、「宮川に架かる JR 鉄橋から下流」と区域を明確にし、表現も若干修正しています。⑥については、2-5ページの「遊漁に際し厳守すべき事項」を定めた第9条第4項で、あゆの産卵場保護のために川底のかくはんを禁止する区域について定めています。川底かくはんというのは、おいかわ釣り等で魚を寄せるために川底のれきを足で動かす行為で、産み付けられたあゆの卵に悪影響があるということです。区域の表現を分かりやすく変更し、あゆの産卵場も川底の状況の変化により場所が若干変わってきていることに合わせて、区域を変更しています。同条第5項はゴロ引きをする場所の規定で、トラブルを防ぐためにこれまで慣習によっていたものを新たに明文化するものです。「下記の場所はゴロ引き漁場

とし、」と記載のある下に4つ項目があり、「伊勢市佐八町地先の」から「一之瀬川河口から」と記載されている4地点については、9月1日から12月31日までゴロ引き漁場となりあゆの全ての網漁が禁止されるとのことです。8月31日までならゴロ引き漁は出来ませんが、落ち鮎シーズンではないので実際はないということです。この4地点以外の場所でも同様にゴロ引き漁は可能ですが、落ち鮎がないので実際はやらないということです。第6項は、先ほどの4つの場所では、午後3時から午後4時までは一旦全ての漁法での漁業権魚種の採捕を禁止して漁場を休め、ゴロ引き漁の優先順位をくじ等で決めて行うことが記載されています。2-6ページと2-7ページは、遊漁規則変更認可申請書と変更理由書です。総会の議事録等必要な書類は私の手元にあります。遊漁等の制限をするものではないことについてご判断いただくことになります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○浅尾会長

それではただいま説明のありました議案2についてご審議をお願いします。何かご意見はございませんか。

○金岩委員

「よりやな」とは何ですか。「やな」とは違うんですか。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

「やな」のことです。全国的には「やな」と言うようですが、宮川では「よりやな」と言っているようです。

○金岩委員

第9条第4項と第5項で示している細かい場所はかぶってないですね。つまり、産卵場保護のためにかくはんしてはならないと書いてある場所と、ゴロ引きしても良いという場所はかぶってないですね。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

そう思います。

○金岩委員

普通、項に1はつけないものですか。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

はい。

○金岩委員

ゴロ引きのルールは、組合員の規則も同じものですか。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

そうです。

○加治佐委員

手短でいいので、再審議のいきさつ、つまりどういったやり取りがあって、どこが最初のものと変わったのかを伺いたい。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

内容が変わるといっても舌足らずな部分が前回はありませんでした。2－5ページをご覧ください。「4遊漁者は次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。」と書いてあったんですが、目的が分かるよう、「遊漁者はあゆの産卵場保護のため、次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。」と変更しています。

○加治佐委員

前回、こいを獲っていいのか、いけないかという話をしたと思います。その話は漁協に伝えて反映されているのか伺いたい。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

宮川漁協に、こいの漁獲圧が高くなるのではないかと、KHVがあるなか、川から持ち出さないのか等について確認しました。漁獲圧については、巻き網は小さく、一網やって2匹も獲れば上等くらいのもので、やりたい人も5、6人くらいということです。獲ったものは放すのではなく食べるということで、ある程度節度を持ってやってもらっているという話を聞いたため、前回からそのままとしています。

○浅尾会長

ほかにご意見はございませんか。ないようでしたら、議案2についてご異議ございませんでしょうか。

○委員

（異議なし）

○浅尾会長

全員異議がないようですので、議案2については、適切であると認め、その旨答申いたします。

それでは、その他事項（1）「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主査）

資料3をご用意ください。

第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について、前回の説明の続きをさせてい

ただきます。3-1ページのおいかわの産卵床の造成状況と、3-2ページから3-3ページの過去5か年の放流実績については、前回説明したので割愛します。

3-4ページをご覧ください。

当委員会の目標増殖量の算定方法の推移です。適用年度、見直したポイント、具体的な算定方法をまとめています。「適用年度 H12～H15」とは、平成12年度から平成15年度の目標増殖量算定に用いたという意味です。見直したポイントと算定方法を、あゆとあゆ以外についてそれぞれまとめています。平成11年度以前は、過去の放流実績をベースにその次の年度の目標増殖量を決定していました。平成10年度から平成11年度の2か年にかけて算定方法の見直しを行い、基本的な考え方を整理しています。この時点では、あゆの生息可能尾数の技術的な調査は財政的にも時間的にも厳しかったため取り入れていません。算定方法は、基本収入×0.5に対し、目標増殖負担率が0.9以上から1.1以下になるように設定しています。基本収入には、遊漁料、行使料、賦課金が入っています。0.5については、平成10年度時点で、各漁協が平均的に収入の50%から60%を放流事業に要している状況を鑑み設定しています。あゆ以外の魚種についても、平成12年度から平成15年度は同じ形で設定しています。平成15年度に漁業権の切替えがあり、小委員会を設けて算定方法を見直しています。「H16～H18」の行で、漁協間の財政規模に応じたアンバランスをなるべく是正するため、従来から計算していた賦課金、行使料、遊漁料に、協力金、補償金、補助金を加えたものを経常的経費としました。目標増殖量を資源の維持回復に必要な最低限の放流量と捉え、各漁協の放流実績の少なくとも6割程度は確保していこうということで決めています。この時も、技術的な調査の算定方法への導入は厳しいということで見送っています。あゆの算定方法は、経常的収入の半分と実放流経費の少ない方×0.6としを目標増殖費とし、その費用をkgに換算した値を目標増殖量として設定しています。あゆ以外も同じような形としています。3行目で、平成18年度から、あゆについては技術的な調査を算定方法に取り入れています。早瀬の面積から生息可能尾数を算出する際、あゆが早瀬にのみ生息すると仮定し、なわばりが1㎡につき1尾、放流稚魚1尾の重量7g、放流後の生残率が70%として算出しています。この時から増殖調整係数というものを導入し、生息可能量(kg)×増殖調整係数を目標増殖量として設定しています。係数は、放流経費における遊漁料収入の割合で決めており、3段階ありました。あゆだけ技術的な調査を取り入れており、あゆ以外の魚種については従前と同じ方法で設定しています。この年度から、おいかわのみ産卵床の造成を設定目標に導入しています。これはおいかわの稚魚が手に入りにくい状況や国の方針等をふまえ、産卵床の造成を三重県でも取り入れることとなり、各漁協の意見を聴き、産卵床の造成で行くという漁協については箇所数設定としました。上から4行目の平成23年度算定方法で、平成22年度に小委員会を設け算定方法を見直しています。現在の目標増殖量の取扱方針のベースとなるものを方針として整理しています。あゆについてはすでに技術的な調査を算定方法に取り入れていたのですが、更に見直しを行い、平瀬と早瀬の面積から生息可能尾数を算出するようになりました。あゆが平瀬と早瀬に生息すると仮定し、なわばりが1㎡に0.6尾、放流稚魚1尾の重量0.7g、生残率70%として計算しています。増殖調整係数を3段階から5段階に細分化しています。また、種苗放流以外の増殖措置の評価を導入し、産卵床の造成や汲み上げ放流を取扱方針に明記しました。それまで運用として行っていた、目標増殖値を事前に漁協に提示し、疑義がある

場合は意見を聴取し、必要に応じて協議していくことを方針に明記しました。あゆ以外の魚種については従前から変えていません。平成 23 年度に方針を見直し、あゆの人工孵化を種苗放流以外の増殖措置の評価の一つに加えています。その後、計算方法に大きな変更は無く、いくつかあった議論をその下にピックアップしています。増殖調整係数については度々細分化の議論がありましたが、平成 23 年度の段階では変更はされませんでした。あゆの生息可能量を kg に換算する稚魚の重量については、1 尾 7 g としていましたが、実際はもう少し大きな稚魚を放流しているところが多くなってきたため、10g から 15g に見直しではという意見が漁協からあり、協議を開始しました。平成 24 年度は 1 尾 10g、生残率 75% で目標増殖量を積算し案を作成しましたが、そうすると目標増殖量が増えて漁協の経営が厳しくなるといった意見をいただき、そもそも生残率を 75% にする根拠の文献が十分とはいえないことから、7 g、生残率 70% の従前のもので据え置かれました。平成 25 年度以降は増殖調整係数について、遊漁者の視点では放流量が急激に減る、また漁業者の視点では急激に増えるといった問題点について意見がありましたが、実際の漁協の放流量もふまえ、係数について変更するところまでは至っていません。あゆ以外の魚種については従前と変わらないままです。

説明は以上です。

○浅尾会長

前回の委員会でも言いましたが、現状として各漁協の放流量は目標増殖量を大きく上回っているところが多いですね。漁協が経営判断でそうしているかと思いますが、その中でどのような見直しの議論を行うかということですね。個人的には全体的な見直しが必要ではないかと思いますが、皆さんのご意見を伺いたい。

○金岩委員

会長がおっしゃられたとおり、多くの漁協が目標増殖量よりも多く放流しています。一方で、経営状態の悪いところや、解散を決めた漁協では、目標増殖量にほぼ近い放流をしており、経営状況と目標増殖量が直結的に結びついている漁協があるということだと思います。また、放流が川のあゆを増やすのに本当に役立っているのか、つまり放流量を増やせば川のあゆが増えるかどうかは明確には分かっていないと思います。様々な要因があると思いますし、各河川によって違うとは思いますが、早い時期に大量のあゆを放流することによって、例えば冷水病の蔓延を拡大している可能性等もあるかと思っています。目標増殖量より多く放流している漁協においても、組合員に話をするときの基準は目標増殖量であり、目標増殖量が下がるのであれば放流量を減らす理由付けをすることができるようなこともあると聞いており、目標増殖量が下がれば、経営が苦しい漁協において、放流量を減らす理由となるかと思っています。今すぐ方針を変えるべきかどうかを、そのことと直結して話すべきではないと思いますが、こういう状況であるということを知ったうえでご議論いただければと思います。現在の目標増殖量については、問題点がいくつかあるかと思っています。お聞きしたいのですが、根拠になっている早瀬の面積 1 m²あたり 1 尾とか早瀬と平瀬 1 m²あたり 0.6 尾とはどの段階での尾数ですか。稚魚の段階ですか、成魚の段階ですか。

○事務局（藤原主査）

確認させてください。

○金岩委員

成魚であるならば放流時の 10g に代わるとか、影響を与えるのかも知れませんが、稚魚だったら放流時点の重さとか関係ないですよ。放流時点での尾数になるので、生残率とかというのに関係ないはずですよ。このあたりがよく分からない。あと、天然魚はどれだけの数字で遡上してくるのか。キャパシティがこれだけとして、本当は天然魚がその内の何パーセントかを占めているはずですよ。天然魚が多かったら減らしていいし、天然魚が少なかったら増やすべきだと思いますが、天然魚がどれくらい遡上している川か、という視点が全然無いのは問題だと思います。漁業法の改正によって資源管理として大きく変わった、天然魚を大事にして資源管理していこうと、少なくとも海産魚においては方針転換されています。今まではそういう形では無かったです。内水面漁業において考えるべきことは、免許対象魚類の維持管理は本当に放流等人工的な何らかのものによって賄うべきなのか、そうではなく天然魚自体がうまく生存して次世代に残せるような環境を造っていくというところを取り入れていくのかを考えたいので、こういった算定方法の改定を考えていかなければいけないだろうと思います。改定はおそらく議論が長くなると思いますので、来年度の目標を出すために方針や基本換算式を変える議論が間に合うとは考えていません。情報を集めて、実際の現況がどうであるのかを含めた形で、時間をかけて変えていけばいいのかと思います。それとは別の問題として、昨年度、新型コロナの影響で三重県内の遊漁者の数というのは減っているかだと思います。一昨年は 8,000 人くらいでした。昨年の統計はまだ出てないと思うんですけど、それよりすごく多いという話は聞いていません。それ以前は 9,000 人クラスでしたので、5年間かけて 10,000 人まで増やそうという目標を三重県が出しているんですが、目標を達成できているわけではありません。そういった中、漁協の経営がすごく厳しくなっていることがあり、それは漁協の経営の方針が悪いというよりは環境が悪かったわけです。特に河川に関しては。それを直接的に鑑みれるような来年度の目標設定を考えるべきだと思います。具体的には、遊漁料収入は 3 年平均と今なっているので、少なくとも準備できる漁協に関しては直近の数字を入れられるようにした方が良くはないかだと思います。

○加治佐委員

3-2 ページで、にじますの網掛けの算定値が 0 で目標増殖量は 10kg というのが何件あるんですけど、目標増殖量には 10kg といった最小値が設定されているんですか。

○事務局（藤原主査）

計算した時に 10kg より少ない場合は最低限 10kg としています。

○加治佐委員

経営状況がよくない漁協にとっては、10kg と 0 の違いは大きいのか小さいのか。1kg と出ても 10kg にするんですよ。10kg が漁協にとって負担なら考え直すのはありという気

がします。

○浅尾会長

にじますは中村川漁協から毎年意見が出てるんですよ。

○事務局（藤原主査）

はい。中村川漁協のにじますについては、平成 25 年度から令和 5 年までの免許が出ていますが、にじますを放流する場所が無くてできないと、毎年意見が来ています。あまごについては目標 20kg に対して 80kg 放流していますが、にじますは未放流が続いています。第五種共同漁業権において目標増殖量は義務であり、令和 5 年の免許の切替えに向けたヒアリングを令和 4 年度にしますが、組合長からは、にじますは免許の対象魚種から外す方向と聞いています。

○加治佐委員

中村川漁協のにじますの話は分かりました。他にもちらほら 10kg があるので、最小単位が 10kg でいいかどうか一度検討してもいいかと。

○金岩委員

うなぎも 10kg のところがあり、うなぎの種苗は確保が厳しいため、10kg より減ったら手間はだいぶ減ると思われます。ただ金額的には、うなぎの種苗が高いとはいえ、10kg が 5kg になっても経営に多大な影響を与える金額ではないと聞いてはいます。何とか 10kg 確保しようと手間をかけて集めている状況のため、減らせばその分手間は減るが、金額はそんなに減らないかと。業者がオッケーと言ってくれたら 10kg くらいは手に入るんだけど、そもそも種苗自体が無いので 1kg も無理と断られ続けて、見つけた 10kg という現状ですね。

○事務局（藤原主査）

大内山川漁協でうなぎを過去に 2 回放流できなかったのは、種苗が大変手に入りにくいからだと聞いています。

○金岩委員

銚子川も同じようなことを組合長さんが言ってみえました。

○加治佐委員

本当に 10kg が金額的に小さいものだったら結構です。

○浅尾会長

金岩委員から、去年、今年は新型コロナの影響で遊漁者が減っているかということで、来年度の目標増殖量については直近の遊漁料収入を最大限考慮して決めたらどうかということについて、事務局どうですか。

○事務局（林事務局長）

漁協のデータは、毎年の業務報告書から数字を拾って目標増殖量の算定の基礎にしています。直近のものをいただけて、委員会でも直近のデータで算定するということが決まれば、可能かと思います。

○浅尾会長

業務報告書はいつ出るんですか。

○事務局（林事務局長）

漁協の事業年度は、4月から3月のところもあれば1月から12月のところもありますので、出てくる時期は総会の時期等に合わせてまちまちかと思います。この問題とは別ですが、先ほどの金岩委員のご質問で、あゆの m^2 あたりの生息尾数について、今の方針で使っている m^2 あたりの尾数や生残率等は他県の文献データを活用していますので、そちらを改めて確認させていただきたい。天然魚については、過去の委員会議事録に天然魚の話が出ていますが、三重県の河川に天然魚がどれくらいの率で上がってくるかの科学的データが手に入らないということで、天然魚は少し置いて議論されていたようです。暫定的に、半分程が天然魚で賄われるのではないかということで、あゆの目標増殖量を出す際の増殖係数0.1から0.5とはその川に棲める魚の半分という意味だと聞いています。つまり半分以上を放流量で賄う時に0.5を使うと聞いています。

以上です。

○河村委員

国土交通省三重河川国道事務所が、5年程前から櫛田川再生計画として櫛田川の天然遡上あゆを増やすことをしています。私はその外部評価委員をやっているんですが、かなり一生懸命やっていて、河口から5か所か6か所で、あゆの天然遡上がどれくらいあるか調べています。そのデータでは、天然遡上量は年によって結構変動があります。だから一概に、例えば宮川はこれとか櫛田川はこれとか、ポンと出すのは難しいと思いますね。

○浅尾会長

天然遡上を把握するのはかなり難しいことを教えていただきましたけど、天然遡上も増殖調整係数で考慮されているんだと思います。来年度の増殖量の算定をするにあたって、遊漁料収入を当然考慮するわけですが、なるべく直近のデータで算出するということがどうですか。

○三輪委員

直近のデータが低いと次の目標増殖量が低くなりますが、もしも何かの加減ですごく高かったということになれば、次の年は高くなるが大丈夫ですかね。直近の収入が高かった場合、その収入を使えるのであれば問題はないかなと思います。問題があるようならば、例えば3年間の最低の年を計算上の数字として入れるというようなことも考えられるかな

と思います。

○金石委員

ちなみに遊漁料収入というのは魚種別ですか。

○事務局（藤原主査）

はい。あゆの算定に使用しているのはあゆの遊漁料収入です。あゆ以外のものは合計の遊漁料収入を使っています。元はあゆとあゆ以外は一緒の計算方法でしており、途中からあゆに関しては増殖調整係数を出すためにあゆの遊漁料収入だけをひろっています。あゆ以外の魚種については、あゆとあゆ以外全部合わせて計算していた時の計算式をそのまま使っている状況です。

○金岩委員

あゆ以外の魚種についてはあゆ以外の遊漁料収入の合計にするべきでは。あゆが分かっているのであれば、合計から引けばいいだけかと。

○大瀬委員

遊漁料についてもあゆ、それからあまごもあゆも含めてというのもある。だから、遊漁料についてもトータルしたら、そういうふうに出てくるかも。

○金岩委員

今、あゆの遊漁料収入はどうしているのですか。

○事務局（藤原主査）

業務報告からひろっています。あゆとあゆ以外の区別ができない場合は聞き取りなどをして分けている状況です。

○大瀬委員

おそらく両方とも含んでいるときもある。基本はほとんどの人があゆだけだと思う。だけど、あまごもあゆもやりたいという人も。うちの組合しかやってないけど、あゆに来た人からプラスしていくんです。1万円に対してあまご3,000円とか多分トータルのものを報告している。天然魚の話が出ましたけど、うちはダムなので天然魚は上がらないんですけど、天然魚がどれくらい上がっているのかは多分漁協に聞いたら分かると思う。上がらん所はほとんど上がらんと思う。天然魚が上がる河川は櫛田、雲出、宮川の下流、大内山、銚子川、そういったところだと思う。全ての川に天然魚が上がるわけじゃないから、なかなか難しいところだと思う。あと、先日理事会でお金の話が出たんです。去年コロナで大変だったけど、一応政府からコロナ支援金があった。去年は桑員の問題もあって協力金も無くなった。去年はまだそれがあったから良かったんですが、今年はそれが全て無くなってめちゃめちゃ厳しいと思う。うちもどこかのお金取り崩してやっていかないと回っていかない状況です。来年度の目標増殖量の算定はシビアにやらんと解散するようところが

出てくるんじゃないかと危惧しています。今年は厳しい。去年 200 万円程もらったコロナの国の補助金はないし、そのほか 200 万円程あったんですがそれが今年無い。シビアにやらないと大変です。目標増殖量は、放流できなくてもすぐに罰則とか、どうなるとかはないのですか。

○事務局（藤原主査）

放流できない理由にもよりますが、すぐということは無いです。種苗が手に入らない等はどうしようもないですから。

○大瀬委員

お金が無くて放流できない場合はどうなるのですか。

○事務局（藤原主査）

他県では経営状況が悪いことを理由に目標増殖量を調整しているところもあるようです。あと、協力金については、今3か年の平均を使っていますが、実際減っているのに過去にあったのをベースに計算するのは漁協も困ると思いますので、減った金額を教えてください使えばどうかと思います。

○大瀬委員

遊漁者が来るような川が少ないところも多いと思う。ほとんど地元の組合員がやっているような感じで、遊漁料を含めるのはどうかなという気もしますね。

○浅尾会長

今年協力金が無くなることで、経営状況が苦しくなると思う。遊漁料収入だけではなく、今年度は収入がどこの漁協でも落ちることが予想されます。基本は過去何年間の平均で係数を出すということですが、聴き取りやアンケート等で調査し、来年の目標増殖量は慎重に決めるということはどうですか。

○事務局（林事務局長）

漁協に今後アンケートをさせていただく場合、このポイントだけは押さえておいた方がいいという項目がありましたら教えていただきたいと思います。

○事務局（藤原主査）

昨年度の状況で良ければ、業務報告書で把握できますが。

○金岩委員

昨年度の状況が結構大切なのでを確認してもらい、次回委員会で議論ということはどうですか。

○事務局（藤原主査）

分かりました。

○浅尾会長

それでは、各漁協の経営状態について把握できる範囲で資料を作ってください、次回の委員会で引き続き検討することにしたいと思います。

その他事項（２）「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主査）

次回委員会

8月下旬～9月上旬 10時から 場所未定

議題（予定）

- ・第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について（協議）

○浅尾会長

以上で本日の審議は終了いたしました。これをもちまして委員会を閉会いたします。